

株式会社レゾナック川崎事業所（千鳥）

計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

「株式会社レゾナック川崎事業所（千鳥）」に係る計量管理規定に関し、株式会社レゾナックから核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和5年1月24日付け）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：株式会社レゾナック

代表者氏名：代表取締役社長 高橋 秀仁

申請日：令和5年1月24日

申請の理由：社名及び事業所名変更並びに記載内容の最新化のため

申請の内容：変更の概要は、以下のとおり。

1. 社名及び事業所名変更
2. 記載の適正化

III. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定の変更内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号）第4条の2の2の規定を満たしていること及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき」と認めるときに該当しないことについて、提出された新旧対照表をもって確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 社名及び事業所名変更

社名及び事業者名が変更されていることを提出された新旧対照表をもって確認した。

2. 記載の適正化

記載の適正化のため、文言の修正がされていることを提出された新旧対照表をもって確認した。